

8 月 1 8 日

第 3 週分
回覧板

回覧



献血のご協力をお願いします

安全安心な献血会場の運営に取り組んでいます

新型コロナウイルスの感染が拡大する現在でも
毎日約14,000人の
献血協力が必要です。

尊い命を救うために、
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[献血会場の良好な衛生環境を保持しています]

- 職員は日々の健康チェックに加え、出勤前・出勤後に体温測定を徹底しています。
- 職員の手指消毒を徹底しています
- 看護師は献血者ごとに手袋を交換しています
- 献血会場にて使用する機材は日々、消毒液を用いて清掃しています
- 献血会場では入口に備えている消毒液にて手指消毒をお願いしています
- 入口にて体温測定を実施しています
(発熱が確認された方については献血会場への入場をご遠慮いただいています)
- 献血バス内は窓を開放し換気を行っています

献血のお知らせ

この度、下記日程で献血を行ないますので、みなさまの献血へのご協力をお願いいたします。

9月28日(火)

10:00~11:30

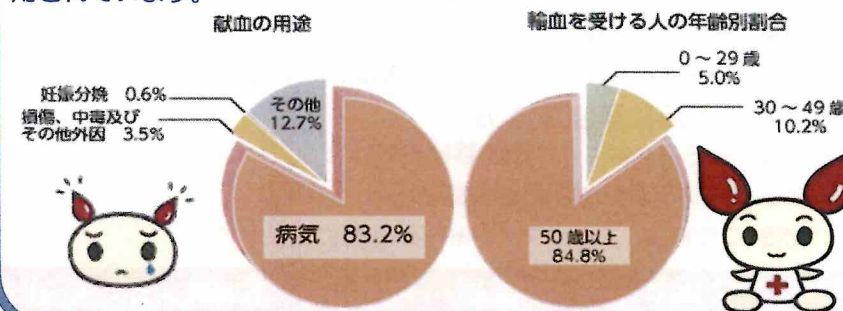
12:45~16:00

河津町役場 (保健福祉センター)

に献血バスが伺います!



輸血は50歳以上の方が80%以上、そして、その殆どが病気治療で使用されています。



新型コロナウイルスワクチンを接種された方は、1回目、2回目いずれの場合も、接種後48時間を経過していれば献血にご協力いただくことが可能です。

服薬されている方は、**薬剤名**をお聞きいたしますのでご協力ください。



輸血を受けた患者さんに深刻な状況をもたらす場合がありますので「責任ある献血」をお願いします。

●以下に該当する方は献血をご遠慮ください

- ① 3日以内に出血を伴う歯科治療（抜歯、歯石除去等）を受けた方
- ② 4週間以内に海外から帰国（入国）した方
- ③ 1ヵ月以内にピアスの穴をあけた方
- ④ **エイズ検査が目的の方** ※エイズウイルス（HIV）検査については、通知していません。
- ⑤ 6ヵ月以内に下記に該当する方
 - (a) 不特定の異性または新たな異性と性的接触があった
 - (b) 男性どうしの性的接触があった
 - (c) 麻薬、覚せい剤を使用した
 - (d) 上記 (a) ～ (c) に該当する人と性的接触をもった
- ⑥ 今までに下記に該当する方
 - (a) 輸血（自己血を除く）や臓器移植を受けた
 - (b) ヒト由来プラセンタ注射薬を使用した
 - (c) 梅毒、C型肝炎、マラリア、シャーガス病にかかった

●以下に該当する方は職員・検診医にお申し出ください

- ① 3日以内に薬を服用、使用した方 ※薬剤名が必要です。
- ② 1年以内に予防接種を受けた方
- ③ 海外滞在歴について
 - (a) 3年以内に外国（ヨーロッパ、米国、カナダを除く）に滞在した方
 - (b) 昭和55年以降 ヨーロッパ、サウジアラビアに通算1ヵ月以上滞在した方
 - (c) 今までに中南米諸国に連続4週間以上滞在した方

上記に該当されない方でも、検診医の判断で献血をお断りすることがあります



献血方法別の採血基準

	成分献血		全血献血	
	血漿成分献血	血小板成分献血	200mL 献血	400mL 献血
1回献血量	600mL 以下 (循環血液量の12%以内)		200mL	400mL
年齢	18歳～69歳 ^{*1}	男性 18歳～69歳 ^{*1} 女性 18歳～54歳	16歳～69歳 ^{*1}	男性 17歳～69歳 ^{*1} 女性 18歳～69歳
体重	男性 45 kg以上・女性 40 kg以上			男女とも 50 kg以上
年間献血回数	血小板成分献血1回を2回分に換算して血漿成分献血と合計で24回以内		男性 6回以内 女性 4回以内	男性 3回以内 女性 2回以内

^{*1} 65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳～64歳の間に献血経験がある方に限ります。



献血の間隔

今回の献血 ↓ 次回の献血	血漿成分献血	血小板成分献血 ^{*2}	200mL 献血	400mL 献血
血漿成分献血	男女とも2週間後の 同じ曜日から献血できます		男女とも 4週間後の 同じ曜日から 献血できます	男女とも 8週間後の 同じ曜日から 献血できます
血小板成分献血				男性は12週間後 女性は16週間後 の同じ曜日から 献血できます
200mL 献血				
400mL 献血				

^{*2} 血漿を含まない場合には、1週間後に血小板成分献血が可能になります。ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間以上あけてください。

- ・献血にご協力いただく皆様の健康を守る基準もございませす。詳しくは血液センターにお問い合わせください。（連絡先は表面をご覧ください）
- ・献血時に使用する採血針や採血バッグ等は、お一人ずつ使い捨てとなっています。
- ・献血受付の際に、本人確認をさせていただきます。ご自身を証明できるもの（運転免許証・健康保険証等）をご提示いただく場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。



静岡県では、ひとりひとりが消費行動を通して 社会の発展と改善に積極的に参加していく社会「消費者市民社会」の実現を目指しています。

突然の訪問から消費者トラブルに!?

ケース 1

自宅の屋根の点検を依頼したら 見積もりの前に契約書にサインさせられてしまった!?

突然自宅に訪問した事業者から「近所で屋根の工事をしているが、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので**点検しても良いか**」と言われた。お願いしたところ「**かなり傷んでいる。すぐに修理しなければ大変なことになる**」と言われたので見積もりを求めると、「**今でないと契約できない**」と先に契約書にサインするように急かされた。サインしてしまったが、**工事代金が40万円**と高額であり、解約したい。



ここに注意! “怪しい” に気づくポイントチェック

■ 「点検させてほしい」と訪問してくる事業者には慎重に対応しましょう

「点検させてほしい」と訪問してくる事業者は、契約を締結させるため、**言葉巧みに消費者の不安をあおろうとします**。一度点検を承諾してしまうと、冷静な判断ができないまま契約してしまう危険があります。

■ 事業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう

不具合があると言われたとしても、別の専門家に確認を依頼するなど、**事業者の話をうのみにしないように**しましょう。契約を検討する場合は、**複数の事業者から見積もりを取って比較すること**も大切です。

さらに
くわしく!

他の事例やアドバイスを
見てみましょう!



こちらから「国民生活
センター」の詳しい情報
を見ることができます。

ケース 2

訪問してきた事業者を家に上げたら、長時間勧誘された

事業者が「**家庭用蓄電池を設置しないか**」と訪問してきたので、話を聞くため、家に上げた。「今なら工事費、設置費無料で20年から30年は維持できる」など、数時間にわたる執拗な勧誘を受け、契約してしまった。しかし、**約300万円と高額な契約**であり、後悔しているので解約したい。



「余剰電力買取制度」※1と「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」※2による住宅用太陽光発電の固定価格買取期間は2019年以降、順次終了していきます。家庭用蓄電池を用いた自家消費は、期間終了後の選択肢の一つとなっていますが、

家庭用蓄電池の勧誘トラブルが寄せられています。注意しましょう。

※1太陽光発電からの余剰電力を一定の価格で買い取ることを電気事業者が義務づけるもの。

※2再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

ここに注意! “怪しい” に気づくポイントチェック

■ メリットだけではなく、それに伴うコストも考慮しましょう

導入により、電気料金が安くなる等のメリットがあるとしても、導入する際には**高額な初期費用**が発生します。このようなコストを十分考慮しましょう。

■ 事業者の突然の訪問には、事業者名や目的などを確認しましょう

法律により、事業者が訪問販売を行うときは、**事業者の名称や目的、商品の種類**を告げる必要があります。事業者がこれらを告げないなど、不審な点がある場合や契約する気がない場合は、**きっぱりと断りましょう**。

さらに
くわしく!

他の事例やアドバイスを
見てみましょう!



こちらから「国民生活
センター」の詳しい情報
を見ることができます。

消費者ホットラインから、お近くの市町の
消費生活相談窓口へおつながります!

消費者
ホットライン

だまされるの

188



※お住まいの地域の郵便番号の入力が必要です。

※通話料がかかります。(通話料定額プランの対象外となります。)

・条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合、ガイダンスなどにより受付時間や連絡先をご案内します。

・PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

県の消費生活相談窓口 (平日9:00~16:00 土日祝日及び年末年始は受け付けておりません。)

●東部県民生活センター
TEL 055-952-2299

●中部県民生活センター
TEL 054-202-6006

●西部県民生活センター
TEL 053-452-2299

〈発行〉静岡県 暮らし・環境部 県民生活課 住所/〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL/054-221-2175
この情報誌は、静岡県金融広報委員会の御協力のもと作成しています。(2021.9発行)

紅型(びんがた)

琉球王朝の王族衣装に用いられ発展した染物。型紙や顔料を用いて生地を色彩華やかに染めあげる沖縄を代表する伝統的な染色技法。当日は、あらかじめ型置きした生地に刷毛で色差しの行程を体験していただき、年齢を問わずお楽しみいただけます。

マイマイカルチャースクール

伝統染色技法の紅型で『バッグ』を染めてみませんか？

型染め体験教室



① トートバッグ



② サコッシュ

2021年

9月26日(日)

①受付 9:30/開始 10:00

②受付 13:00/開始 13:30

参加費：3,500円(材料費込)

定員：各10人

所要時間：90分程度 会場：小ホール

事前申込

申し込み時に

①バッグか②サコッシュ
をお選び下さい



主催：(公財)下田市振興公社 お問い合わせ：下田市民文化会館 TEL 0558-23-5151

2021年(令和3年)

9月 SEPTEMBER

下田市民文化会館 マイマイホール

"Mai Mai Hall"

イベントカレンダー



本紙は8月6日現在の情報に基づいて作成しております。

※内容に変更等がある場合もございます。予めお問い合わせの上、ご確認頂けますようお願い申し上げます。

大ホール

小ホール

4(土)

静岡県立稲取高等学校吹奏楽部
第16回定期演奏会

開場 17:30 開演 18:00 入場無料

※感染状況次第で、
関係者のみの公開となる可能性があります。

【お問い合わせ先】

静岡県立稲取高等学校 小栗 ☎ 0557-95-0175

12(日)

ユネスコ無形文化遺産 / 国指定重要無形文化財

組踊 特別鑑賞会

沖縄の伝統芸能



【お問い合わせ先】

★詳しくは、「裏面」をご覧ください

下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

15(水)

令和3年度 寿大学 9月講座

開演 13:30 終演 14:30(予定) 関係者のみ

【お問い合わせ先】

下田市教育委員会生涯学習課 ☎ 0558-23-5055

20(月・祝)

令和3年度 下田市敬老会

午前 9:30~11:20(予定) 関係者のみ

午後 1:00~3:00(予定) //

※一部の方のみ参加できません

【お問い合わせ先】

下田市福祉事務所 ☎ 0558-22-2216

25(土)

下田市制50周年記念式典

開演 10:00 終演 12:30 関係者のみ

※中止となりました。

下田市企画課 ☎ 0558-22-2212

2(木)

下田市ボランティア連絡協議会
親睦研修ポツチャ大会

開演 10:00 終演 12:00 関係者のみ

【お問い合わせ先】

下田市社会福祉協議会 ☎ 0558-22-3294

3(金)

4(土)

5(日)

静岡県身体障害者福祉会 東部文化作品展

3日(金) 13:00~17:00 入場無料

4日(土) 9:00~17:00 //

5日(日) 9:00~12:00 //

【お問い合わせ先】

静岡県身体障害者福祉会 竹河 ☎ 090-8731-5201

9(木)

『第69回 賀茂地区英語学習発表会』

開演 13:45 終演 16:30 関係者のみ

【お問い合わせ先】

下田市立下田中学校 米山 ☎ 0558-22-3443

26(日)

マイマイカルチャースクール

型染め体験教室

伝統染色技法の紅型で

『バッグ』を染めてみませんか?

①受付 9:30 / 開始 10:00

②受付 13:00 / 開始 13:30

参加費:3,500円(材料費込)

定員:各10人 ※事前申し込み

申し込み時に

④ バッグか ⑤ サコッシュをお選び下さい

所要時間:90分程度

【お問い合わせ先】

下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151



スタインウェイ

を弾こう♪

あなたも、ピアノの名器「スタインウェイ(D-274)」
を弾いてみませんか?

STEINWAY & SONS

下田市民文化会館
大ホール

【お問い合わせ先】下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

下田市民文化会館



公式アカウントはじめました!

LINEの「友だち追加」から

「QRコード」を選び、右のQRコードを読み取る。



友だち

募集中!!



Mai Mai Cafe

10:00 am ~ 4:00 pm

感染症防止策を実施し営業中

☆「まちなかワークスポット」を1フロアに開設いたしました。

まちなかで気軽に「仕事」ができる場所として、ご利用ください。
Wi-Fiも無料でご利用いただけます。(マイマイ・カフェにて受付)

☆大会議室、小会議室でWi-Fiの利用が可能になりました!

WEBでの会議、セミナー、研修等にご利用ください。

(会議室ご利用のお客様のみ、事務所窓口にて受付)

下田市民文化会館よりお知らせします!

※新型コロナウイルス感染予防により、当会館のご利用に関しまして
催し物の内容等により制限・制約が伴います。予めご了承下さい。
尚、ご不明な点がございましたら、
下田市民文化会館までお問い合わせ下さい。※開催中止/延期になる(他、入場規制など)場合もございますので、
予め、各お問い合わせ先にご確認頂けますよう、
宜しくお願い申し上げます。

下田市民文化会館

〒415-0024 静岡県下田市4丁目1番2号

TEL 0558-23-5151 FAX 0558-23-5311

☞ ホームページ・Twitter・Facebook 情報発信中! ☞

■ URL http://shimoda.main.jp/earth

■ e-mail ss-hall@vmail.plala.or.jp

<9月の休館日>

6日(月)・13日(月)・21日(火)・
27日(月)

ユネスコ無形文化遺産
国指定重要無形文化財

組踊 特別鑑賞会

沖縄の伝統芸能

令和3年
9月12日(日)
下田市民文化会館
大ホール

(13:30 開場)
14:00 開演

入場無料
【全席指定】

要入場整理券
未就学児入場不可
※座席は前後左右
1席の間隔を空けて
着席いただきます

入場整理券
取扱場所



下田市民文化会館
窓口にて



組踊 (くみうどうい) とは

せりふ、歌、踊りを組み合わせた沖縄の伝統的な歌舞劇です。
沖縄が琉球王国であった時代の1719年に中国皇帝の使者を歓待するために初演されました。
以来、今日まで継承されています。
組踊は、日本の能楽や歌舞伎なども取り入れて創作され、
国指定重要無形文化財とユネスコの無形文化遺産になっています。

演目：第1部 琉球舞踊 第2部 組踊「万歳敵討」【解説・字幕付き】

主催：一般社団法人伝統組踊保存会 沖縄県教育委員会 (公財)下田市振興公社

後援：下田市 下田市教育委員会 下田市文化協会

※感染状況により、公演中止/延期の可能性もございますので、ご了承下さい。

ご来場されるお客様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染症予防により、**開催中止/延期**の可能性もございます。
- 発熱又は風邪の症状がある方は、ご来場をお控えください。
- 入場時の検温にご協力ください。
- 人との身体的距離をとり接触を減らし、マスクの着用や手洗い、消毒などのご協力をお願いします。
- 感染が発生した場合に備え、ご来館される方の氏名、連絡先をご記入頂きます。
感染が発生した場合、保健所等公的機関に提供する場合がありますので、ご了承ください。
- 上記以外でも防止策を実施する可能性もございます。ご来場されるお客様の
ご理解・ご協力が必須となりますので、重ねましてご協力を何卒宜しくお願いいたします。

今後の催し物予定!《10月》

Surakawa Hot Brothers!
LIVE in Shimoda 10/2(土)

下田市民文化会館・小ホール 限定80席
open18:00 start18:30

チケット(全席自由) 3,000円

事前予約制・当日支払⇒受付 **開始未定**

※感染症拡大などによる、公演の中止/延期の可能性もございますので、ご了承下さい。

お問い合わせ 下田市民文化会館 ☎ 0558-23-5151

※会館の駐車スペースには限りがございますので満車の際にはご了承下さい。

9/1総合防災訓練中止について

毎年9月1日に行われている総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、まん延防止等重点措置地域に指定を受け、中止することになりましたのでお知らせします。皆様におかれましては、いざというときに備えて、家庭の家具転倒防止の点検、非常持出品（コロナ対策も含む）の確認等を実施しましょう。

★家庭での確認事項

河津町防災ガイドブック等を参考に、以下のことについてご自身やご家庭で確認をしましょう。



- | | |
|---|--------------------|
| ☐ 災害時において家族相互の連絡方法の確認 | (ガイドブック 情報No.4) |
| ☐ 非常持出品確認、備蓄食料品・飲料水の確保 | (ガイドブック 情報No.6、裏面) |
| ☐ 家具等の転倒防止点検・設置 | (ガイドブック 地震No.4) |
| ☐ 河津町防災メールの登録 | (ガイドブック 情報No.1) |

★避難所に持参するもの

避難所に行く場合、町も必要な物資の整備を随時行っていますが、備蓄品には限りがありますので、健康管理上、また新型コロナウイルス感染症対策として必要と思われるものは、可能な限り準備している非常用持出品に加え、万一の際に持ち出せるようにしましょう。

主な持参品（例）

- ☐ マスク 一人3枚以上
- ☐ アルコール消毒液
- ☐ アルコール除菌ウェットティッシュ
- ☐ 歯磨きセット
- ☐ ごみ袋
- ☐ モバイルバッテリー
- ☐ スリッパ



東日本大震災被災地で商品を 通常通り買えるようになった時期

商 品	仙台	盛岡
米やパンなどの主食	20.3 日	16.9 日
肉・魚・野菜などの生鮮食品	18.3 日	17.2 日
インスタント食品・冷凍食品	19.3 日	15.8 日
チョコレートなどのお菓子	14.7 日	20.4 日
水	17.8 日	21.6 日
ティッシュやトイレットペーパー	16.9 日	17.0 日
おむつ・粉ミルクなどベビー用品や介護用品	14.6 日	24.2 日
ガソリン	22.9 日	20.2 日
懐中電灯	26.6 日	26.8 日
カセットコンロなど調理器具	20.3 日	21.3 日
使い捨てカイロなど防寒用品	16.0 日	21.2 日
乾電池	25.1 日	29.3 日

（関谷直也「東日本大震災におけるモノ不足」『東日本大震災特別論文集』No.1、2012年）

ある調査によると、食料品や生活用品が通常通りに購入できるようになったのは、発災してから2週間以上経ってからだったとのことです。

「常時携行品・非常持出品・備蓄品」

✓ Check & Do ! リスト

常時携行品 (例)

品名	メモ
☐ 笛・ホイッスル	閉じ込められたときなどに居場所を知らせる
☐ 懐中電灯	小型のもの
☐ 携帯ラジオ	小型のもの
☐ 連絡メモ	自宅や勤務先、家族、親戚などの連絡先メモ
☐ 携帯電話の充電器	予備のバッテリーも
☐ 地図	徒歩帰宅に役立つ

品名	メモ
☐ 水	500ミリリットルのペットボトル
☐ 携帯食料	あめ、チョコレートなど高カロリーのもの
☐	
☐	
☐	
☐	

品名	メモ
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

非常持出品 (例)

品名	メモ
☐ 現金	公衆電話で使える10円硬貨は多めに
☐ 預貯金通帳 (コピー)	
☐ 健康保険証 (コピー)	
☐ 運転免許証 (コピー)	
☐ カード類 (コピー)	
☐ 印鑑	
☐ 予備のキー	自宅や車など
☐ 非常用持出袋	リュックサックなど両手が使えらるものを
☐ 懐中電灯	一人にひとつ
☐ ヘルメット・防災ずきん	
☐ 携帯電話	充電器、予備バッテリー含めて
☐ 携帯ラジオ	手動充電・携帯電話充電が可能なもの
☐ 乾電池	多めに用意
☐ 筆記用具	メモ帳、油性フェルトペンなど
☐ 飲料水	ペットボトル (500ミリリットル入り) を3本以上
☐ 非常食	そのまま食べられる乾パンや缶詰、栄養補助食品などを3日分
☐ 救急用品セット	ばんそうこう・消毒薬・胃腸薬・ガーゼ・包帯・三角巾など
☐ 持病薬	処方箋の控えと一緒に用意
☐ マスク	ほこり・感染症対策

品名	メモ
☐ 簡易トイレ	水道が使えないときに。避難所ではトイレ不足も
☐ ティッシュペーパー・トイレペーパー	食器の汚れ取りにも
☐ ウエットティッシュ	水道が使えないときに
☐ 手袋	
☐ 大判ハンカチ	マムクや止血など多用途に使える
☐ タオル	
☐ 缶切り	
☐ ナイフ	
☐ ライター	
☐ ビニールシート	
☐ ポリ袋	バケツや雨具の代用など多用途に使える
☐ 雨具	
☐ 使い捨てカイロ	
☐ 生理用品	女性
☐ 化粧品	女性
☐ 防犯ブザー	
☐ 生理用品	
☐ ガーゼ・さらし	妊婦
☐ 新生児用品	ほ乳瓶 (消毒セット)、洗浄綿など
☐ 母子手帳	
☐ アレルギー対応の非常食	アレルギー食物

品名	メモ
☐ 粉ミルク	
☐ ほ乳瓶	消毒セットも
☐ 離乳食	スプーンなども
☐ 紙おむつ	
☐ おしりふき	
☐ おもちゃ	
☐ 母子手帳	
☐ 軟らかい非常食	
☐ 予備のメガネ・コンタクトレンズ	
☐ 入れ歯	入れ歯洗浄剤も
☐ 補聴器	予備電池も
☐ 大人用紙おむつ	
☐ 補助具の予備	
☐ 常備薬	
☐ 障害者手帳	
☐ ペットフード	
☐ ペット用品	食器、トイレ、リード、ケージなど
☐ 飼い主の連絡先	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

備蓄品 (例)

品名	メモ
☐ 下着・上着	
☐ 毛布	
☐ 手ぬぐい・タオル	
☐ お米やアルファ化米	
☐ レトルト食品・缶詰・カップ麺	非常食3日分を含む1週間分以上
☐ 調味料	
☐ 水	大人1人1日3リットル (飲料と炊き込み) を1週間分以上
☐ ポリ容器	給水用に。日頃から水をためておくとう便利
☐ カセットコンロ	卓上タイプなど
☐ 固形燃料	

品名	メモ
☐ 予備のカセット	多めに用意
☐ スコップ	
☐ パール	
☐ ジャッキ	
☐ ノコギリ	
☐ ベンチ	
☐ ロープ	
☐ 皿・コップ・はし	プラスチック製が便利
☐ ラップ	食器に敷けば食器が汚れない
☐ アルミホイル	
☐ キッチンペーパー	
☐ 缶切り	
☐ 鍋	
☐ 歯磨きセット	

品名	メモ
☐ せっけん	
☐ ドライシャンプー	断水時にも使える
☐ ろうそく	
☐ 新聞紙	多用途に使える
☐ 段ボール	多用途に使える
☐ 布製ガムテープ	多用途に使える
☐ スリッパ	
☐ 長靴	
☐ ほうきとちりとり	停電時にも使える
☐ テント・タープ	
☐ 寝袋	
☐ ランタン	電池式もある
☐	
☐	
☐	
☐	

回覧

町民の皆様へ

河津中学校 P T A 会長	山本 雅人
同 奉仕委員長	野中 直美
同 学 校 長	和泉 正樹

河津中学校 「資源回収」中止のご案内

毎日暑い日が続きますが、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃は河津中学校の教育活動に対しまして、格別なご支援・ご協力をいただき、心より感謝いたします。

さて、8月28日に予定しておりました「資源回収」ですが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が河津町にも適用され、静岡県の警戒レベルも6に引き上げられたことを受け、感染拡大防止の観点から中止といたします。

準備をしていただいた皆様には大変に申し訳ない思いですがご理解ください。今後も河津中学校へのご支援・ご協力をお願いいたします。

後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒保険料を全額免除

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入
減少（※）が見込まれる世帯の方

⇒保険料の一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- （１）事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること
- （２）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- （３）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

※申請にあったては、収入等を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、減免対象保険料額（ $A \times B/C$ ）に
減免割合を（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料（ $A \times B/C$ ）

合計所得金額に応じた減免割合（D）

A: 世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額	300万円以下の場合	: 全部（10分の10）
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額	400万円以下の場合	: 10分の8
C: 世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	550万円以下の場合	: 10分の6
	750万円以下の場合	: 10分の4
	1,000万円以下の場合	: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

ご自身が減免の対象となるか等、ご不明な点につきましては、お住まいの市町の後期高齢者医療保険担当課にお問い合わせください。

河津町役場 健康福祉課 保険年金係

電話：0558-34-1937

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ 介護保険料減免のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで一定の要件を満たす場合は、申請により介護保険料が減額または免除されることがあります。

減免の対象となる第1号被保険者

- ①新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者と同一世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」といいます。）の減少が見込まれ、次の全てに該当する場合
 - ・令和3年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償金等による補てんされるべき金額を控除した額）が令和2年の当該事業収入等の額の30%以上であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

対象となる保険料

- 減免を受ける被保険者の令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの
- 減免を受ける被保険者の令和2年度相当分の保険料であって、令和2年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和3年4月1日以降に普通徴収の納期限が到来するもの

受付窓口・お問い合わせ先

申請を希望される方は、事前にお電話にてお問い合わせください。

河津町役場 健康福祉課 福祉介護係 TEL：0558-34-1937

減免される金額

生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合 ⇒ 保険料の全額

生計維持者の事業収入等が減少した場合 ⇒ 下表の計算式で算定

$$\text{対象となる保険料額 (A} \times \text{B} \div \text{C)} \times \text{減額又は免除の割合 (D)} = \text{保険料減免額}$$

減免割合算定表

減免対象保険料額	世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減免割合(D)
A×B÷C	事業等の廃止や失業	100%
	210万円（令和2年度相当分は200万円）以下	
	210万円（令和2年度相当分は200万円）以上	80%

A 第1号被保険者の保険料額

B 第1号被保険者に属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C 第1号被保険者に属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

申請に必要な書類

【共通】 介護保険料減免申請書

【各対象によって必要となるもの】

対象	必要書類及び注意点
①で死亡に該当する方	死亡診断書等の写し
①で重篤に該当する方	医師の診断書等の写し
②に該当する方	収入状況等申告書
	令和2年の収入・所得を証明する書類 （源泉徴収票、確定申告書控え等の写し）
	令和3年の収入見込みがわかる書類 （事業収支の帳簿や給与明細等の写し）
	保険金、損害賠償金の支払いを受けたことがわかる書類 （保険金、損害賠償金の支払いを受けている場合）
	事業廃止届、解雇通知書、退職証明書等の写し （事業等の廃止や失業した場合）

※令和2年度相当分保険料について

令和2年度末に資格取得した場合により発生した、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日の保険料（令和2年度相当分）も減免の対象になる場合があります。

その場合、令和元年中と令和2年中の収入のわかる資料と令和2年分収入状況等申告書が必要です。

下佐ヶ野駐在速報

発行日 令和3年8月9日
発行責任者 山崎 淳哉
下佐ヶ野駐在所 Tel 35-7019
下田警察署 Tel 27-0110

河津町湯ヶ野地先でサギ電話が発生!!

令和3年8月5日に親族（孫）やその上司を装った男から、「大事な書類を無くしてしまい、郵便局から連絡が来る」「書類は見つかったけど、キャッシュカードが入っていてお金をおろせない」「お金は明日返すからタクシーを使ってお金をおろしてきて」「僕は忙しくて行けないから〇時●分に会社の同僚がお金を取りに行く」等のサギ電話が数回に渡り架かってきました。



他にも、役場の職員などを騙って
「介護保険の払い戻しがあります」
「手続きのためATMへ行き050-****に電話して」
こんな電話は **詐欺** です。

都筑区役所です。
保険料の還付がありますので、利用されている**金融機関名**を教えてください。

はいはい、いつも利用してるのは、**都筑信金**ですよ。

ATMにつきましたか？
100万円以上入っている口座への入金の場合、手数料は無料になります。
こちらの指示通りATMを操作してください。

着きましたよ。そのくらいなら入っていますよ。

数分後

都筑信金の金子です。②
早速ですが、近くの〇〇スーパーの**ATM**に、1時間以内に行ってください

1時間半後ならお買い物ついでに行かれるわ。

ご利用になる項目を選択し

料金払込ね 通帳記入 料 払込

それでは、保険料の「**払い込み**」なので、料金払込のボタンを押してください。

定額・定期

料金払込は、お金を振込む項目ですよ!

少しでも“おかしい”“変だな？”と感じたら、
すぐに下佐ヶ野駐在所または下田警察署へ

令和3年8月27日（金）まで静岡県警察官採用試験受験申し込みを受付中！

駐在所速報

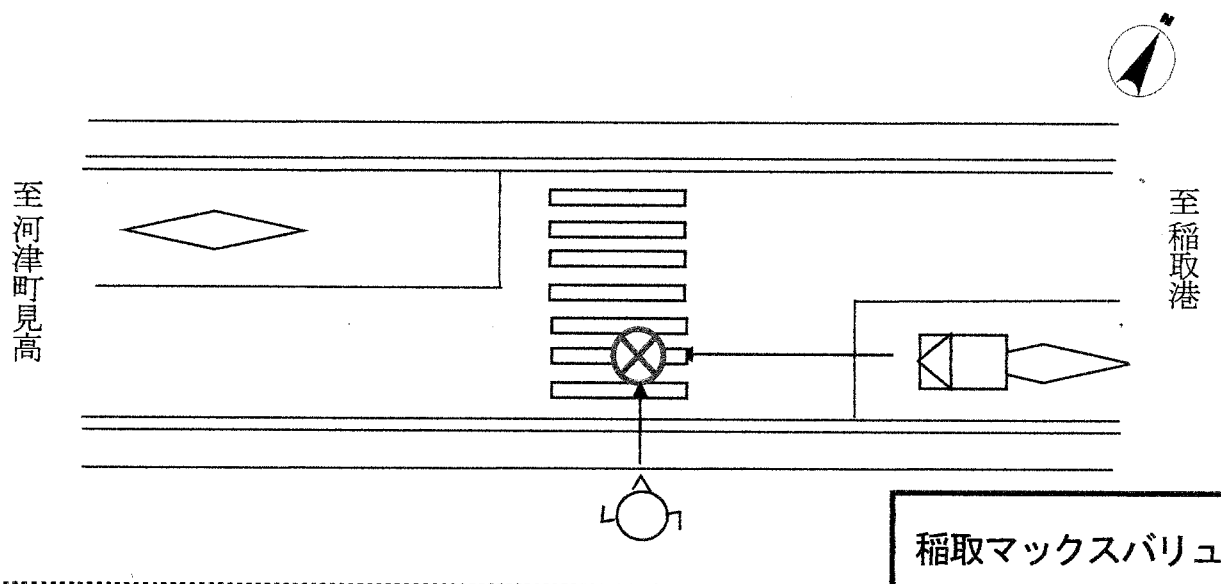
令和3年 8月10日
下田警察署 下佐ヶ野駐在所
発行責任者 山崎 淳哉
0558-35-7019

普通乗用自動車、横断歩道横断中の歩行者に衝突し 歩行者が死亡する交通事故が発生！！

発生日時：令和3年8月6日（金） 午後7時19分頃

発生場所：賀茂郡東伊豆町稲取地先

状況：普通乗用自動車、横断歩道が設置されている道路を進行する際、左から右に横断歩道を横断する歩行者に衝突し、歩行者の80歳代女性が亡くなりました。



横断歩道に接近した際には、歩行者の有無に注意

横断歩道手前にはダイヤモンドマークが設置されています。

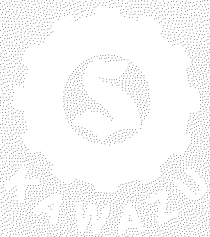
ダイヤモンドの先には横断歩道があり、道路を横断している歩行者がいる可能性があります。

横断歩道に接近する際はあらかじめ減速し、横断歩行者がいる場合には必ず停止線で停止しましょう。

歩行者は安全に道路を横断

道路を横断する際には、手を挙げる等して車両に対して道路を横断する意思を伝えましょう。

夜間は車から見落とされやすいので、反射材を身につけ、明るい服装をするようにしましょう。



繁栄

No.
329
2021年
秋 号

編集発行

河津町商工会
静岡県賀茂郡河津町浜一五九一
TEL (0558) 340821
FAX (0558) 330305

商工会だより

「地域に活力を！
そこにはいつも商工会」

ホームページ <http://www.k-kappa.com>
メールアドレス kawazu-s@k-kappa.com

“河津町のファンを増やしたい”



ナノハナ
nano・hana

河津町峰 653-2757

<https://www.nano-hana.online/>
wada@nano-hana.online

わだ かなこ
和田 佳菜子さん

3月に河津町地域おこし協力隊を卒業し、“河津町のファンを増やしたい”との思いで、4月に河津町内のイベント企画や施設運営する事業所「nano・hana」を創業しました。

4月28日、河津町初のワーケーション施設「Working Space Bagatelle (ワーキング スペース バガテル)」を河津バガテル公園内にオープンし、河津町まちづくりアンバサダーとして、町から委託を受けて施設の運営管理を行っています。休暇や仕事など様々な目的に活用でき、多くの人々が交流できる場を提供していきたいと思います。

また駅前プラザでは、チャンレンジショップの取組みも行っております。

商工会の現況 (令和3年度当初)

商工業者数	514
小規模事業者数	477
会 員 数	378
(会 員 内 訳)	
商 業	97
建設業	85
観光サービス業	164
その他	32

令和3年度予算 116,389 (千円)

商工会館の 耐震補強工事が 完了しました！

令和2年11月より着工していた商工会館の耐震補強工事が令和3年6月に竣工し、6月30日7月1日の2日間で商工会仮事務所からの移転が行われ、7月2日より新しい商工会館にてスタートいたしました。

また、3階の河津町コミュニティセンターの一般利用についても7月5日よりスタートし、河津町より3階の管理業務を商工会で受託し業務を開始しました。



仮事務所から新商工会館への移転作業

開始しました。

6月30日の移転作業では、梅雨時期でしたが天候にも恵まれ、多くの会員の皆様の協力の元、無事移転作業を終えることが出来ました。

今回の耐震補強工事に際し、移転作業等にご協力頂いた皆様、商工会を利用する会員の皆様、そして耐震補強工事において工事に携わって頂いた事業所の皆様、近隣の事業所や住民の方にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございました。



河津町商工会 プレミアム工事券発行

コロナ禍での経済対策第2弾として、1世帯50万円を限度に、自家用工事に対応した15%プレミアム「河津町商工会プレミアム工事券」の発行を行いました。

6月9日・10日と、河津桜観光交流館を会場に、工事券の事前予約受付を行いました。9時の受付開始時点で50人以上が並ぶ盛況ぶりです。最終的に108世帯3145万円の予約を受け、6月15日より工事券との交換が行われました。

工事券は、12月20日までの利用期間中に工事が終了する自家用工事に限定され、登録されている会員事業所67社で利用できます。

予約時の聞取りでは、エアコン設置、屋根修繕、風呂場改修、サッシ工事、住宅改修等が上位を占めました。昨年に続き3000万円以上の発行があり、小規模工事ですが受注機会拡大に繋がりました。

河津町コミュニティセンター ご利用について (商工会館3階)

令和3年7月5日より使用再開され管理について河津町商工会が町より受託しました。

使用条件

- 団体への貸出となります。(個人での使用はできません。)
- 営利を目的としての使用はできません。(塾のような形態。)

施設情報・使用料金

室名/面積	団体区分	使用料		
		午前 8:30～12:30	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00
多目的室 10m×10m	一般	300円	300円	300円
	小中学生	150円	150円	150円
会議室 10m×5m	一般	200円	200円	200円
	小中学生	100円	100円	100円
学習室 10m×5m	一般	200円	200円	200円
	小中学生	100円	100円	100円

※使用料金は、商工会でお預かりし町へ納めます。

各種受付窓口・時間(申込、カギの受取り、その他お問合せ等)

河津町商工会

浜159-1(1階事務所)

☎0558-34-0821

平日 8:30～17:00(土日祝日・年末年始除く)



工事券予約受付の様
(河津桜観光交流館2階にて)



工事券 11,500 円券
(10,000 円で販売)

商工会女性部から 部員加入へのお誘い



女性部長
後藤美南子
(伊豆ばら園)

私達、河津町商工会女性部は現在部員37名(40代～)で活動しておりますが、新たに仲間になってくれる部員を募集しています。

昨年度からコロナウイルスの影響により活動を控えていましたが、今秋頃から

少しずつ活動を再開する予定であります。普段の活動内容は、研修会、講習会や手作り教室を開催したり、親睦を兼ねたボウリング大会等を行っています。また、地域振興として町の行事等にも積極的に参加し、地域経済を支える担い手の一員として地域の活性化への貢献に努めています。

新たな試みとして、講習会等の開催時には小さなお子様連れの方も参加しやすい環境を整えていこうと考えています。

世代を超えた仕事以外での新たな人間関係を築き、異業種交流をしながら自己研鑽に努めてみませんか？

加入資格…商工会員・会員家族・従業員・その他一般の方も賛助部員として加入できます。



青年部員募集!!



青年部長
高川 義彦
(有 高川工務店)

河津町商工会青年部では、45歳までの若手経営者・後継者を募集しています。私たちは町内にて商工業を中心とした商いを営んでおり、商工業や町の発展のため活動しております。

中でも青年部のネットワークは、同世代の元気な若者で構成されており、共に意識し合う関係のもと何気なく相談でき、助け合い、商売をし合う仲間であります。また近隣商工会や県内にも広く横のつながりを持つことができ、商売の視野や地域貢献、地域の発展についても学ぶことができます。

これまで青年部では様々な活動を行ってきました。町内の小学生向け職業体験「職人への道」を通し、未来を担う子どもに町内部員事業の職業体験、青年部のネットワークを活かしてラグビーW杯視察研修の実施、河津桜保存維持のための募金活動等、幅広く青年部部員で考え、検討し活動しております。

こんなコロナ禍でもやれることがあるはずですよ。ぜひ、この機会に青年部で共に活動してみませんか。



人も、会社も、元気にしよう!



の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

○パートタイマーさんも加入できます。

○他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234

商品券・工事券「ご利用の皆様へ」

河津エールプレミアム商品券・河津町商工会プレミアム工事券

※ご利用期間のお知らせ※

※河津エールプレミアム商品券※



ご利用期限 令和3年

11月30日(火)まで

※河津町商工会プレミアム工事券※



ご利用期限 令和3年

12月20日(月)まで

ご利用はお早めに! ご利用忘れにご注意ください

新規加入会員の紹介

理事会に於いて承認された皆さまです。

よろしくお願い致します。令和3年4月1日～6月4日

事業所名	代表者名	業種	地区
渡辺設備工業	渡辺 和彦	管工事	田中
(株)小野写真館	小野 哲人	宿泊	見高
(株)ハマダ設備	濱田 博之	管工事	見高
nano・hana	和田佳菜子	イベント企画	峰
ヒカリ薬局 河津店	酒井 雅典	調剤薬局	笹原
大塚電気設備工業	大塚 知己	建設	下田市

令和3年度 商品券・工事券「取扱店補の皆様へ」

河津エールプレミアム商品券・
河津町商工会プレミアム工事券

換金スケジュールのお知らせ

商品券・工事券
共通換金日

8月10日(火)・8月20日(金)・8月30日(月)
9月10日(金)・9月21日(火)・9月30日(木)
10月11日(月)・10月20日(水)
11月 1日(月)・11月10日(水)・11月22日(月)・11月30日(火)
12月10日(金)・12月20日(月) ←商品券最終換金日

※12月20日以降は商品券の換金対応が出来ませんのでご注意ください。

以下、工事券のみ
換金日

1月11日(火) ←工事券最終換金日

※1月11日以降は工事券は換金対応が出来ませんのでご注意ください。

注意事項・お願い

◎商品券は、冊子状態から1枚ずつはがして頂く事にご協力をお願いします。
◎工事券の換金は、領収書の写し、完成後写真のご提出をお願いします。



経済産業省 月次支援金

※詳しくは経済産業省のホームページをご確認ください

給付額

中小法人等 上限 20 万円/月

個人事業者等 上限 10 万円/月

を支給します。

給付額

2019年または2020年の基準月*1の売上
-2021年の対象月*2の売上

- ※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。
※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置(以下「対象措置」という)が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

給付対象

- ①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

申請期間

6月分/7月分/8月分:対象月の翌月から2ヶ月間

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

☎ 0120-211-240

IP 電話専用回線 03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00

(土日・祝日含む全日)

月次支援金

